

# 江南市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画 策定支援業務委託仕様書

## 1 業務名

江南市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施  
計画策定支援業務委託

## 2 業務目的

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、「全ての健康保  
険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進の  
ための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の  
取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とさ  
れていることから、本市においても、これらの背景を踏まえ、平成30年3月に  
「第2期江南市国民健康保険データヘルス計画」及び「第3期江南市国民健康保  
険特定健康診査等実施計画」（以下「現行計画」という。）を策定している。

本業務は、現行計画の計画期間が令和5年度末をもって満了することに伴い、  
評価・検証を行うとともに、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする  
「第3期江南市国民健康保険データヘルス計画」及び「第4期江南市国民健康保  
険特定健康診査等実施計画」（以下「次期計画」という。）を策定することを目的  
とする。

また、次期計画の策定に当たっては、現行計画の取組を評価し、改めて特定健  
康診査結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を分析し、被保険者の健康状態  
や医療費の現状を把握することで、新たな課題又は継続的な課題を抽出し、その  
課題に対して必要に応じた見直しを図ることとする。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

## 4 提供データ

### （1）レセプトデータ

令和4年4月診療分から令和5年3月診療分まで（12か月分）

医科・調剤のレセ電コード情報ファイルCSVデータで、厚生労働省の「オ  
ンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォー  
マット仕様に則ったものとし、次のファイルとする。

・医科 . . . 「21\_RECDEINFO\_MED.CSV」

- ・ D P C . . . 「21\_RECODEINFO\_DPC.CSV」
- ・ 調剤 . . . 「21\_RECODEINFO\_PHA.CSV」

(2) 特定健康診査データ

平成30年度から令和4年度分まで（5年分）

- ・ 特定健診受診者CSVファイル . . . 「FKAC131」
- ・ 特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報ファイル） . . . 「FKAC163」
- ・ 特定健診結果等情報作成抽出（その他の結果情報ファイル） . . . 「FKAC164」

(3) 被保険者データ

国保総合システム 被保険者異動報告データ

- ・ 被保険者異動データ・世帯情報 . . . 「KD\_IF020.csv」
- ・ 被保険者異動データ・個人情報 . . . 「KD\_IF021.csv」

(4) K D B（国保データベース）システム帳票データ

K D B（国保データベース）システムから出力される以下の帳票

- ・ 帳票「地域の全体像の把握」
- ・ 帳票「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」
- ・ 帳票「人口及び被保険者の状況」
- ・ 帳票「健診の状況」
- ・ 帳票「要介護（支援）者突合状況」

(5) 現行計画の電子データ

(6) その他

次期計画作成に必要と思われる帳票で、本市が準備でき、かつ使用を許諾する帳票については、本市より受託者にデータ提供することとする。

## 5 業務概要

前項「4 提供データ」に定めるデータ等（以下、「レセプト等データ」という。）を用いて、現行計画に記載された保健事業の評価に係る助言、及び本市国民健康保険の現状分析を行い、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保険事業実施のための次期計画を作成する。納品する次期計画は、本市でも加筆・修正しやすい形式にまとめて、紙冊子と併せて電子データでも納品する。

また、計画の作成にあたっては、厚生労働省「データヘルス計画策定の手引き」及び「特定健康診査等実施計画作成の手引き」（以下「手引き等」という。）を参照するとともに、愛知県等から「共通の様式」・「共通の記載事項」・「共通の評価指標」等が示された際は、本市と協議の上、可能な限り対応すること。

## 6 業務の詳細

### (1) 精度の高いデータベースの構築

受注者は、発注者より提供されたレセプト等データを活用して、次の条件を満たした精度の高いデータベースを構築する。

ア 傷病名や薬剤（禁忌情報を含めた薬剤データベース）、診療行為をマスター情報として整備すること。

イ レセプトに記載された傷病名と診療行為（薬剤、検査、手術、処置、指導料等）を正しく結びつけ、傷病名毎の医療費の算出が可能な精度の高いデータベースとすること。なお、実際には治療されていない傷病名に医療費が集計されないようにすること。

ウ レセプトに記載されている未コード化傷病名を、可能な限りコード化すること。

### (2) 現行計画の評価支援

現行計画の各保険事業のストラクチャ、プロセス、アウトプット、アウトカムについて、本市がまとめた実施状況の評価に対して、後述する現状分析の結果を踏まえたうえで、次期計画で取り組むべき効果的かつ効率的な保険事業の在り方について提案すること。

### (3) 次期計画の基礎となる現状分析

(1)のデータベースを用いて、医療費の全体像、及び医療費の負担が大きい疾病を明確にするとともに、次期計画で取り組むべき保険事業の検討に資すべき、本市が指定する各保険事業の対象となる潜在人数等を分析する。

なお、分析は以下の項目を網羅した内容とする。

#### ア 医療費分析

- ・医療費の3要素（受診率、レセプト1件当たり受診日数、受診1日当たり医療費）
- ・全体の医療費、患者数及びレセプト件数
- ・高額レセプト（5万点以上）の件数、医療費及び疾病傾向
- ・疾病別（大分類・中分類）の医療費、患者数及びレセプト件数
- ・健康診査データ分析（有所見者割合、質問別回答状況）
- ・骨折予防・骨粗鬆症重症化予防に係る分析
- ・要介護度別分析（医療費及び疾病傾向）

※患者数の算出については、対象期間内における医療機関受診状況を解析し、診療行為を確認したうえで、治療中と判断できる場合に限り集計するものとする。

#### イ 保健事業ポテンシャル分析

- ・健康診査データ及びレセプトデータによる保健指導対象者群分析

- ・健診異常値放置者に係る分析
- ・生活習慣病治療中断者に係る分析
- ・糖尿病性腎症重症化予防（人工透析予防）に係る分析
- ・受診行動適正化（重複受診・頻回受診・重複服薬）に係る分析
- ・ジェネリック医薬品普及促進に係る分析
- ・多剤投与（ポリファーマシー）に係る分析

(4) 次期計画書（原案）の作成

(3)の結果を踏まえたうえで、適宜KDB帳票等を活用し、次期計画書（原案）を作成する。なお、次期計画書（原案）については、以下の項目を盛り込むこと。

作成にあたっては、厚生労働省「データヘルス計画策定の手引き」及び「特定健康診査等実施計画作成の手引き」を参照すること。

愛知県等から「共通評価指標」・「共通様式」等が示された際は、本市と協議の上、可能な限り対応すること。

**【第3期江南市国民健康保険データヘルス計画】**

ア 計画の基本的事項

計画の趣旨・背景／計画期間／計画の位置づけ／実施体制・関係者連携

イ 保険者の特性把握

人口構成／医療基礎情報／介護保険の状況／死因の状況

※国・県等との比較が必要であるため、KDB帳票等を活用

ウ 現行計画の考察

エ 健康・医療情報費等の分析・分析結果に基づく健康課題の抽出

オ 保健事業実施計画

計画の目的、目標、目標を達成するための方策／健康課題を解決するための個別の保健事業

カ 計画実施に係るその他事項

計画の評価・見直し／計画の公表・周知／個人情報の取り扱い

**【第4期江南市国民健康保険特定健康診査等実施計画】**

ア 計画の基本的事項

計画の趣旨・背景／計画期間／計画の位置づけ

イ 現行計画の考察

ウ 特定健康診査・特定保健指導分析

健診受診率の推移／メタボリックシンドローム該当状況／検査項目別有所見者割合／質問別回答状況／特定保健指導実施率の推移／リスク因子別該

当状況

※特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率は法定報告値を活用

エ 特定健康診査等実施計画

目標／対象者数推計／実施方法／実施スケジュール

オ 事業運営に係るその他事項

計画の評価・見直し／計画の公表・周知／個人情報の取り扱い

(5) 江南市国民健康保険運営協議会及びパブリックコメント対応支援

本市が開催する江南市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）及びパブリックコメントについて、以下の支援を実施すること。

ア 実施に際し、協議会への提出資料の作成を支援すること。また、パブリックコメントの閲覧場所（江南市役所等）に備え付ける閲覧資料及びホームページで公開する資料の作成を支援すること。

イ 協議会への出席、パブリックコメント期間中に寄せられた意見の整理、分析及び意見に対する本市の考え方の作成について支援すること。

(6) 次期計画書の作成

(4)の原案の提出後、(2)、(5)を踏まえたうえで、必要な打ち合わせ及び検討を重ねて履行期間内に計画書を完成させ納品すること。作成にあたっては、「健康日本21こうなん計画」や「江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」等と整合させる必要があるため、本市と連携のうえ作成すること。

なお、本業務の契約成立後に厚生労働省が発出する手引き等が改定された場合は、本市と協議のうえ柔軟に対応することとする。

7 成果品の納品

次のものを成果品として提出すること。

(1) 医療費等分析資料

(2) 調査・分析の過程で得られた統計資料（電子データ（Excel形式））

(3) 次期計画書（原案）

(4) 次期計画書

A4版カラー刷りで印刷製本されたもの（10部）、概要版（30部）及びそれぞれの電子データ（PowerPoint形式及びPDF）

## 8 スケジュール（予定）

業務	時期
契約締結	令和5年6月上旬
レセプト等データの提供	令和5年6月上旬
医療費分析資料及び統計資料の納品	令和5年8月
次期計画の計画書（原案）の納品	令和5年9月
江南市国民健康保険運営協議会意見聴取	令和5年11月
パブリックコメント	令和5年12月
江南市国民健康保険運営協議会諮問	令和6年1月下旬
次期計画書の納品	令和6年3月

## 9 業務遂行における基本事項

- (1) 本業務の遂行にあたっては、本市と随時連絡をとり、必要な場合に打ち合わせを行うものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義を生じた場合は、協議のうえ決定する。
- (3) 受託者は、業務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (4) 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合は、この限りではない。